平成２３年（フ）第５９８号
仙台市青葉区木町通２丁目１番33―803号
債務者　宇田川琴絵（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７４号
仙台市太白区中田１丁目１番20―305号
債務者　和田　　司
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山３丁目１番46―701号　クラッセ七ヶ浜
債務者　三浦　直樹（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４３号
仙台市泉区南光台南３丁目18番２号
債務者　櫻井　　進
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
山梨県南アルプス市山寺87番地１　ヴィラ・櫛形102号室
債務者　尾川　裕子（旧姓神澤）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
山梨県甲府市下河原町３番21―410号
債務者　関　　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
山梨県南アルプス市有野2733番地９
債務者　阿保　理恵
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
長野県松本市大字神林1507番地５
債務者　平林　遼江
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１３号
長野県茅野市宮川10912番地16
債務者　北森　榮幸
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５号
岐阜市川部２丁目16番地１五月荘
債務者　八代　正仁
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２９号
愛知県知多市原２丁目10番地の23　原マンション303
債務者　茶谷　保子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３９号
愛知県春日井市篠木町１丁目40番地１　河口ビル403号
債務者　佐々木　栄（旧姓櫻庭）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１５２号
名古屋市北区辻町４丁目40番地　ダイヤパレス辻町402号
債務者　加藤圧送こと　加藤　秀幸
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２号
愛知県春日井市田楽町1437番地１
債務者　白戸　善則
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４４号
神戸市垂水区神和台３丁目８番地の２、従前の住所大阪府東大阪市俊徳町５丁目５番５号
債務者　柿原　啓佑
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６１号
兵庫県芦屋市呉川町５番14―403号
債務者　金崎　順子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１１号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目371番地１、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北１丁目553番地
債務者　椿原　陽子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉84番地浅津マンション210
債務者　石坂　由佳（旧姓聲高・森本）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部